

NEWS 01

65歳以上の方の介護保険料が変更になります

保険料の新段階を設けるほか、金額の引き上げを実施

保険料変更のポイント

1 介護サービス費用の増加による保険料の見直し

高齢化により今後3年間で介護サービス利用者が約1万人増え、費用の増加が見込まれていることから、保険料の引き上げを実施。

2 新たな保険料の段階を設定

負担能力に応じたきめ細かい保険料を設定するため、前年所得が500万円以上の方を対象に「第8段階」を設け、「第3段階」には軽減措置を新設。

平成24年度～26年度の65歳以上の方の介護保険料

段階	対象者	年間保険料
第1段階	生活保護を受給している方、中国残留邦人等の方々のための支援給付を受けている方、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方	27,937円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	
新設 第3段階	軽減措置 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	36,318円
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	41,905円
第4段階	軽減措置 世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	50,286円
	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	55,873円
第5段階	軽減措置 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	64,254円
	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	69,842円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上350万円未満の方	83,810円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	97,778円
新設 第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	111,746円

※実際に納める保険料は10円未満を切り捨てた額です
 ※公的年金収入には遺族・障害年金などの非課税年金は含まれません

65歳以上の方が支払う介護保険料が本年度から変更になります。市では3年ごとに保険料の見直しを実施。高齢化の進展に伴い、介護サービス費用の増加が見込まれるため、今回、保険料を引き上げます。所得に応じたきめ細かい費用負担の観点から、「第3段階」には軽減措置を実施。また、前年の合計所得が500

47 万円以上の方を対象に「第8段階」を設置します。なお、保険料の変更の際に、基金の取り崩しなどを行い、金額の上昇をできるだけ抑えています。65歳以上の方には、6月下旬までに本年度の介護保険料の通知を送付しますので、ご確認ください。
 詳細 介護保険課 ☎(211) 25



介護サービスを充実させます

特別養護老人ホームなどを新設

平成24年度からの3年間で特別養護老人ホームの定員720人分を新設するほか、介護老人保健施設も定員160人分を新たに整備します。

24時間対応の訪問サービスを整備

介護が必要な高齢者の在宅生活を支えるため、訪問介護員と看護師が協力し、1日複数回、時間帯を問わずに訪問サービスを提供します。